

請 書

- 1 件 名 令和7年度奈良県風しん抗体検査事業
- 2 委託内容 奈良県風しん抗体検査事業仕様書のとおり
- 3 委託単価 1検査当たり 5,540円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 4 契約期間 令和7年9月1日から令和8年3月31日まで
※ただし、検査は令和8年2月28日までに実施し、医療機関から
対象者への結果告知及び医療機関から県への請求書等の報告は令和8年
3月31日までにを行うこと。
- 5 契約保証金 免除

上記契約に当たり、奈良県契約規則に従い、奈良県風しん抗体検査事業仕様書を承諾の上、
相違なく履行いたします。

また、別記各号のいずれかに該当するときは、上記契約が解除されることに同意いたしま
す。解除された際は、違約金を貴県の指定する期間内に納付いたします。

令和 年 月 日

受 託 者 医療機関住所

電話番号

医療機関名称

代表者氏名

印

（法人の場合は法人の名称、代表者名を記載すること）

（委託料振込先）

金融機関名

支店名

口座情報 （ 普通 当座 ）

いずれかに○印をつけてください

口座番号

名 義

（フリガナ）

委 託 者 奈良県福祉保険部医療政策局疾病対策課長 小池 浩司 殿

別記

- 一 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- 二 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 三 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 六 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 七 本契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、貴県から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- 八 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を貴県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。